

株式分割に関する基準日設定公告

平成 30 年 2 月 15 日

株主各位

東京都豊島区池袋 2 丁目 14 番 8 号
池袋NSビル 5 階
株式会社エヌリンクス
代表取締役社長 栗林 憲介

当社は、平成 30 年 2 月 14 日（水）開催の当社取締役会において、平成 30 年 3 月 3 日（土）をもって当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により、株式の割当を受ける権利の基準日を平成 30 年 3 月 2 日（金）と定めましたので公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 3 日（土）をもって当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数 4,000,000 株を 8,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。